

第6次延岡市長期総合計画後期基本計画キャッチフレーズ及び
ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次延岡市長期総合計画後期基本計画の新たなキャッチフレーズ及びロゴマーク（以下「ロゴ等」という。）の使用に関する事務の取扱いについて、第6次延岡市長期総合計画後期基本計画キャッチフレーズ及びロゴマーク使用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 市長は、本市のまちづくりをPRすることを目的として、市又は団体若しくは事業所が行う事業に対し、この要綱の定めるところにより、ロゴ等の使用を認めるものとする。

2 ロゴ等の使用に当たっては、ガイドラインにおける使用例を参考に、ガイドラインに定める注意点や禁止事項に留意し、ロゴ等の本来の意図やイメージを尊重しなければならない。

(対象事業)

第3条 ロゴ等の使用の対象となる事業は、第6次延岡市長期総合計画後期基本計画期間において本市のまちづくりをPRするために行われる事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想又は宗教に利用されるおそれがある事業
- (4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条の暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業

(使用の申請)

第4条 ロゴ等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、第6次延岡市長期総合計画後期基本計画キャッチフレーズ及びロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市が実施する事業において、ロゴ等を使用しようとする場合、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請書の提出を省略させることができる。

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、ロゴ等の使用の承認又は不承認の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項で決定した内容について、第6次延岡市長期総合計画後期基本計画キャッチフレーズ及びロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）、又は第6次延岡市長期総合計画後期基本計画キャッチフレーズ及びロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 前条第1項の規定によりロゴ等の使用の承認の決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、事業の中止又は事業内容等の変更を行う場合は、市長に対し、速やかに報告しなければならない。

（承認の取消し等）

第7条 市長は、ロゴ等の使用の承認をした事業が第3条各号の規定に該当することが判明した場合は、その承認を取り消し、第6次延岡市長期総合計画後期基本計画キャッチフレーズ及びロゴマーク使用承認取消通知書（様式第4号）により、使用者に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による取消しにより、使用者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責めを負わない。

（ロゴ等の使用承認に関する事務）

第8条 ロゴ等の使用の承認に関する事務は、企画部企画課が行うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。